

4. 違反の概要

- (1) 運賃料金変更事前届出違反 (道路運送法第9条の2第1項)
- (2) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反 (道路運送法第27条第3項)
 - ①運送引受書交付義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ②点呼記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 - ③乗務等記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
 - ④運行指示書作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
 - ⑤乗務員台帳作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
 - ⑥運転者に対する指導監督実施及び記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
 - ⑦初任運転者に対する特別な指導義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：高山、渡邊

TEL：022-791-7532